

港長公示第1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年7月17日

萩 港 長
山崎 博幸（公印省略）

萩港における船舶の航泊禁止について

萩港において、花火大会が行われるため、下記のとおり一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、港長が認めた船舶は、この限りではない。

記

1 期間

令和6年8月1日（木）午後8時零分から午後9時零分までの間

予備日：8月2日（金）午後8時零分から午後9時零分までの間

ただし、花火の打上げが午後9時零分より前に終了した場合は、同大会終了時までとする。

2 区域

次の各点を結んだ線及び陸岸で囲まれた海域

① 萩港浜崎防波堤灯台

② ①の地点から真方位338度290メートルの地点

③ ②の地点から真方位248度に引いた線と陸岸が交わる点

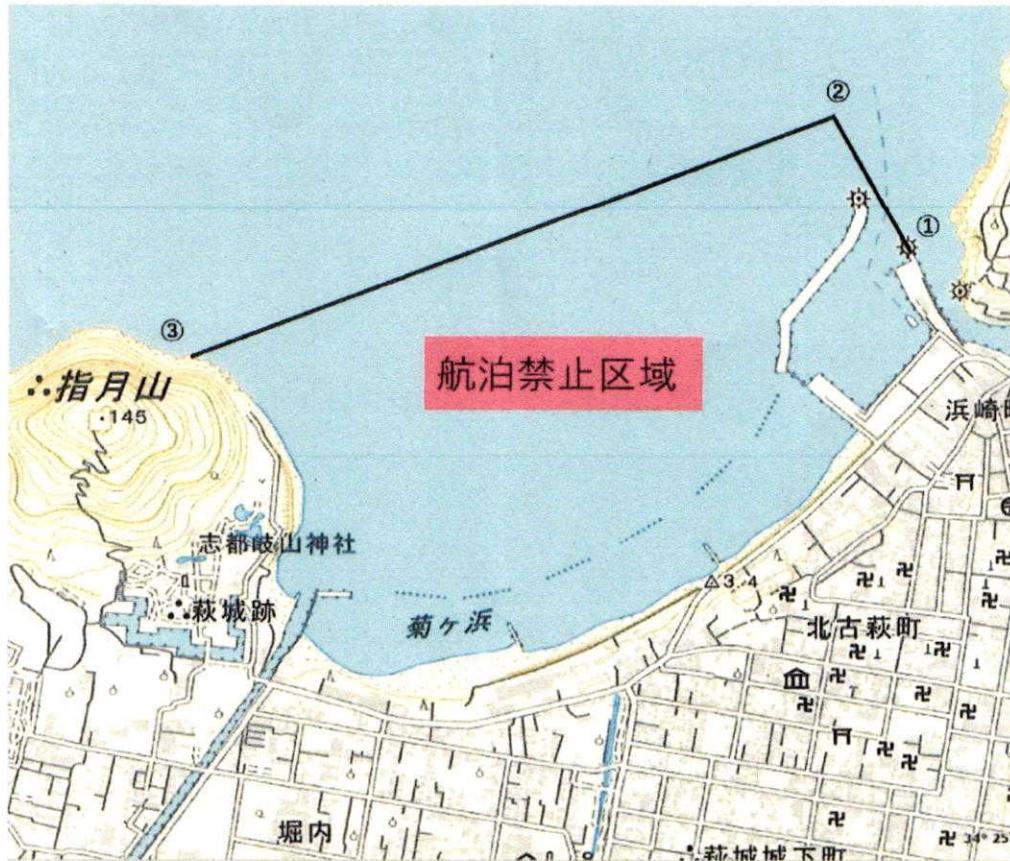
（航泊禁止区域略図参照）

3 備考

航泊禁止期間中、現場付近において巡視艇及び主催者配備の警戒船が警戒にあたることから、同船から指示があった場合は、これに従うこと。

以上

航泊禁止区域略図



期 間：令和6年8月1日（木）午後8時零分から午後9時零分までの間
予備日：令和6年8月2日（金）午後8時零分から午後9時零分までの間